

「お姉ちゃん大好き！！」



出口 紗瑶 ちゃん 2歳  
紗菜 ちゃん 7か月  
(南7)

「これからいっぱい遊ぼうね♪」



左 久保田 城司 くん 6か月  
右 長田 悠雅 くん 5か月  
(桜1)

## わがやのアイドル

本コーナーは、今回で終了となります。いままでたくさんのご応募をいただき、ありがとうございました。お子さんの健やかな成長をお祈り申し上げます。

「お風呂が大好きです」



松本 夢奈 ちゃん 4か月  
(南7)

「やんちゃな仲よし兄弟です☆」

山野邊 連 くん 2歳  
豪 くん 5か月  
(南6)



～川口市からのお知らせ～

## 川口グリーンフェスティバル2011

10月8日(土)～10日(月・祝)  
午前9時～午後5時(入園は午後4時まで)

花と緑に囲まれて、秋の楽しいひとときを過ごしてみたいか？  
か。右下の無料入園券を持参いただくと、1家族が1回無料で入園できます。

場 所 川口市立グリーンセンター

主なイベント 盆栽展、山野草展、ラン展、薬草相談コーナー、生け花・枝物展、植木・鉢物等の展示即売、緑の日推進事業コーナー、宇宙バラの展示、琴演奏、茶会、紙芝居、金魚すくい、フリーマーケット、グリーンア

ドベンチャー大会、千葉県銚子市・群馬県沼田市物産コーナー、それいけ！アンパンマンショー、市民ステージなど  
問合せ 川口市立グリーンセンター ☎281-2319

## かわぐち技能フェスタ「ものづくり体験教室」

優れた技術・技能をもつ「職人さん」と一緒にものづくりにチャレンジ

日 時 10月10日(月・祝) 午前9時30分～午後3時30分

対 象 小学生以上の方(先着順。小学校低学年のお子さんは保護者同伴で。)

場 所 川口市立グリーンセンター大芝生(川口グリーンフェスティバル会場内)

参加費 ①～⑫ 500円、⑬ 200円、⑭ 1,000円

申込み 9月7日(水) 午前9時から川口市労政課で事前予約。一部の教室は会場でも申込みできます(先着順) 問合せ 川口市労政課 ☎258-7921



教室名	事前予約定員	教室名	事前予約定員
①銅板表札づくり	①と②合わせて	⑧キャンドルホルダーづくり	午前・午後各20人
②銅板マンガ絵づくり	午前・午後各20人	⑨木製マジカスケットボックスIIづくり	午前・午後各15人
③ペーゴマづくり	午前・午後各25人	⑩ジャンピングいるかIIづくり	午前・午後各15人
④プラモデルづくり	午前・午後各12人	⑪七宝ブローチづくり	午前・午後各10人
⑤フラワーボックスづくり	午前・午後各12人	⑫左官の技で手形づくり	午前・午後各15人
⑥小物収納箱づくり	午前・午後各10人	⑬キャラクターぶんちんづくり	会場受付のみ
⑦観葉植物の寄せ植えづくり	午前・午後各25人	⑭七宝ミニ表札づくり	



川口  
グリーンセンター  
無料入園券

※この券1枚で、一家族が、無料で同時入園できます。  
平成23年10月8日～10日の3日間のみ有効(1回限り)

川口グリーンフェスティバル2011

# 掲示板

## 仲間になりませんか

### ◆鳩ヶ谷太極拳クラブ桜

月3回水曜、午後7時～9時、青少年会館で。運動不足の方、ぜひこの機会に脳、腰、足と体全体が鍛えられます。会員の半分が男性です。まずは無料体験から始めてみては。入会金なし、月会費2,500円。連絡は植村☎281-1255

### ◆きらく会（新舞踊、民踊）

毎週火曜、午後1時～3時、坂下3丁目集会所で。健康な体のために少しの動きは必要です。リズムに合わせて楽しく踊りましょう。気軽、きらくにお電話を。入会金なし。月会費3,000円。連絡は平栗☎284-2774

### ◆ビューティードンズクラブ（社交ダンス）

毎週月曜、午後1時20分～2時30分、ふれあいプラザさくらで。現役プロカップルが優しく指導。入会金なし、月会費3,000円。連絡は行田☎090-8849-8232

### ◆百合の会（絵手紙）

毎月第2火曜、午後1時～4時、中央公民館で。「ヘタでいい、ヘタがいい」をモットーに、はがき・巻紙・うちわなどに花や器など大きく描いて楽しんでます。月会費1,200円、年会費1,000円。連絡は柴田☎281-3664



## くらしの眼

～日常生活での  
トラブルを防ごう～

### SF商法・催眠商法に気をつけて！

#### 【事例】

新聞の折込チラシを見て会場に行ったところ、会場で健康についての話を聞かされ、健康食品のサンプルをもらった。

数日通ったら「商品券を購入し会員になると、商品購入時の割引や、旅行招待券などの特典がある」と聞かされた。期間が終われば解約もできると言うため、100万円払って会員になった。数ヶ月ごとに会場を変える巡回販売らしいが、大丈夫だろうか？

### ◆安価や無料の商品で人を誘い、最終的には健康食品や布団、医療器具など、数万～数十万円の契約をさせるのが目的です

事例のような販売方法はSF商法（新製品のS、普及のF）、催眠商法（雰囲気盛り上げて、集めた人を興奮状態にし、催眠にかけられたような状態にする）と呼ばれています。

会場では販売せず、通信販売で継続する事業者もあります。また、健康食品は医薬品ではなく食品ですので、「病気が治る」「予防できる」等の効果効能の説明があった場合は薬事法違反となります。



SF商法は、特定商取引法で契約した日を含めて8日以内にハガキ等で解約を申し出れば無条件で解約できる「クーリング・オフ制度」が適用できますが、数ヶ月間開催される会場や通信販売では適用されない場合もあります。

ご心配な際は消費生活相談窓口までご相談ください。

問合せ 消費生活相談窓口（産業振興課内☎242-6327（直））

毎週火・水・木・金曜 午前10時～正午、午後1時～4時

## 図書館

合併に伴うシステム統合作業等による休館・休室について

▽本館：9月5日（月）～10月10日（月・祝）

※3階の「雑誌・新聞コーナー」は9月27日まで閲覧可能。ただし月曜・20日・23日は休館日のため閲覧不可

▽西分室：9月5日（月）～10月11日（火）

●南分室：10月11日（火）まで休室中

●休館・休室中の本の返却は、本館または西分室のブックポストへお願いします。

●また、視聴覚資料の返却は、本館3階カウンターの受付へお願いします。（ブックポストへの返却不可）

●南分室のブックポストには返却できません。

## ふれあい民生・児童委員

### 3期目を迎えて

私は、民生委員・児童委員になって今年で7年目になりました。委嘱された当時は仕事の内容もよくわからず、ただ夢中で皆様のお役に立つようにとやっています。

年数を重ねるうちに、地域の方の様子もわかり、地域の方々からも、健康や介護に関すること、日常生活の問題等の相談を受けるようになってきました。そして相談されたことがうまく解決できたり対処できたりした時、また高齢者と会って話をする機会が多くなったことなど、民生委員・児童委員を続けてきて良かったなと思うようになりました。

民生委員法第一条に、「民生委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるものとする。」とあります。私は、民生委員・児童委員定例会、研修会、各部会、その他社会福祉に関する研修活動と多方面にわたる学習の場に積極的に参加し、誰にでも優しく実行できるように、日々努力していきたいと思っています。

また、現在少子高齢化、核家族化が一層進み、地域社会が大きく変化し人間関係が希薄化しています。そこで私は、民生委員として地域の皆様との繋がりを積極的に持つよう努め、社会のお役に立ち続けていきたいと考えています。